

**シルバー人材センターの事故防止対策を後押しする
「保険料割引制度」および「対物超過修理費用特約」の提供を開始
～草刈り作業中の賠償責任・労働災害リスクを軽減～**

2023年2月10日

MS&ADインシュアランスグループのあいおいニッセイ同和損害保険株式会社（代表取締役社長：新納啓介 以下、あいおいニッセイ同和損保）は、農業園芸機器メーカーの株式会社アイデック（代表取締役社長：伊東潤弥 以下、アイデック）の協力のもと、シルバー人材センター向けの損害保険制度「シルバー人材センター全国団体保険制度」（以下、団体保険制度）において、所定の条件を満たす低速回転草刈機を導入するシルバー人材センターに対して「保険料割引制度」および賠償事故発生時の補償を拡大する「対物超過修理費用特約」を開発し、4月から提供します。

1. 背景

シルバー人材センターは、国や地方公共団体の高齢社会対策を支える重要な組織と位置付けられており、公益社団法人シルバー人材センター事業協会の傘下に市区町村単位で全国約1,300のセンターが存在し、加入する会員数は約70万人にも上ります。シルバー人材センターでは、企業や官公庁から清掃や除草などの業務を受託し、就業を希望する会員（原則60歳以上）に就業機会を提供することで、高齢の方が長く安心して働ける場を提供する役割を担っています。

一方、シルバー人材センターが受託する主な業務の一つである草刈り作業では事故が多発しており、安全・安心な作業環境の整備が急務となっています。特に、草刈機を起因とした飛び石による対人・対物事故が賠償責任事故の約8割^{※1}を占めているほか、草刈機との接触による傷害事故も発生しており、死亡事故に発展するケースもあります。

このような状況を踏まえ、あいおいニッセイ同和損保とアイデックは、シルバー人材センターで働くすべての方々の安全・安心な作業環境の整備を後押しするため、団体保険制度の補償拡充および保険料割引制度を導入し、低速回転草刈機の普及による事故防止への取り組みを開始することとしました。

※1 あいおいニッセイ同和損保での契約引受実績に基づくデータ

2. 「低速回転草刈機導入割引」および「対物超過修理費用特約」の概要

共通	
対象商品	シルバー人材センター全国団体保険制度
適用開始日	2023年4月1日
低速回転草刈機導入割引	
適用条件	以下基準を満たす低速回転草刈機を5台以上導入 ・刈刃部分が脱着可能な「上下刃逆回転ハサミ刈り草刈刃」（2枚刃） ・上下刃の減速比が「上刃 1/18 以下」かつ「下刃 1/12 以下」
保険料割引率	基本保険料（対人・対物）を5%割引
対物超過修理費用特約	
加入条件	低速回転草刈機導入割引が適用されていること
補償内容	シルバー人材センターにおける草刈り作業で発生した事故により、他人の財物を損壊させた場合で、財物の修理費用が時価額を上回るとき、修理費と時価額の差額について「30万円」を限度に保険金を支払います。 なお、低速回転草刈機以外の機器による事故も補償対象とします。
補償事例	・堤防沿いの草刈り作業中、飛び石により車両修理工場の駐車車両を破損 ・草刈り作業中、走行中の車に小石が飛び、窓ガラスとボディを破損
特約保険料例	売上高200,000千円の場合、5,340円（売上高算出方式）

3. 低速回転草刈機について

一般的な草刈機と比較して低速で刈刃が回転するため、障害物にあたって刈刃が跳ね返るキックバックによる事故や、飛散物を抑制することができます。また、上下2枚の刈刃を逆回転させるハサミ刈り方式を導入することにより、低速でも高い作業効率を実現しています。

<製品例>アイデックの「スーパーカルマーPRO」

当該製品は、市販の刈払機に取付けできることから汎用性が高く、国道や高速道路、都市公園の草刈り現場で指定化されるなど、多数の実績があります。

- ・国土交通省運用の「NETIS(新技術情報提供システム)」への登録実績
- ・2016年度「日本建設機械施工大賞」受賞
- ・国立研究開発法人農研機構による「飛散物抑制効果」性能証明を保持

<製品イメージ>



4. 今後の展開

両社は、安全な草刈り作業の実践を促す研修動画とチラシを作成し、全国のシルバー人材センターに活用いただけるよう情宣を行っていきます。今後も、シルバー人材センターで働くすべての方々の安全・安心な作業環境整備を後押しするため、事故防止取り組みを推進していきます。

以上